

## ～居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について～

令和6年6月更新（内容は作成時点の基準によります）

|    | 算定要件                                                                                                                                                                                                   | I | II | III | A         |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|-----|-----------|
| 1  | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。（加算Ⅱ、Ⅲ、Aは1名以上）<br><br>（※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。）                                               | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 2  | 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。※主任介護支援専門員とは別に配置が必要（加算Ⅲは2名以上）<br>（加算Aは1名以上に加え常勤換算方法で1以上）<br><br>（※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。） | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 3  | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。                                                                                                                                                  | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 4  | 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。                                                                                                                                                         | ○ | ○  | ○   | ○<br>連携も可 |
| 5  | 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の占める割合が100分の40（40%）以上であること。                                                                                                                                            | ○ | —  | —   | —         |
| 6  | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。                                                                                                                                                           | ○ | ○  | ○   | ○<br>連携も可 |
| 7  | 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。                                                                                                                                    | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 8  | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。                                                                                                                     | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 9  | 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。                                                                                                                                                                       | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 10 | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。<br>（居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満であること）                                                                                             | ○ | ○  | ○   | ○         |
| 11 | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。                                                                                                                                             | ○ | ○  | ○   | ○<br>連携も可 |
| 12 | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。                                                                                                                                                           | ○ | ○  | ○   | ○<br>連携も可 |
| 13 | 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。                                                                                                                             | ○ | ○  | ○   | ○         |

※上記基準とあわせて〔老企第36号 第3の14〕の要件もご留意ください。

## ～【居宅介護支援】特定事業所加算を算定している事業所の方へ～

令和6年6月更新（内容は作成時点の基準によります）

### ➤ 特定事業所加算の趣旨

特定事業所加算とは、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより、**質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するものです。**

また、特定事業所加算算定事業所は、**地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場**にあります。

### ➤ 研修等計画の作成について

特定事業所加算の算定要件として、下記のとおり基準が定められています。

- ➡ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、**計画的に研修を実施していること**
- ➡ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と**共同で事例検討会、研修会等を実施していること**

これらの研修については、具体的運用方針において「**毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない**」とされております。

研修の実施や参加だけでなく、計画作成と達成状況の確認も要件となります。

※作成した計画は、実施記録（報告書等）とともに事業所保管し、名護市より求めがあった際には提示できるようにしてください。

これらの記録は、運営指導等でも確認要件となります。

### ➤ 研修等計画の内容について

いずれの計画も様式は事業所任意様式となりますが、以下の点を記載してください。

- ➡ 介護支援専門員の研修計画（介護支援専門員ごとに）  
「**個別具体的な研修の目標**」「**研修の内容**」「**研修期間**」「**実施時期**」
- ➡ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で実施する事例検討会等の実施計画  
「**事例検討会等の内容**」「**実施時期**」「**共同で実施する他事業所**」

### ➤ 研修等の実施と記録について

実施状況が計画から変更があった場合は、経緯を記録し説明できるようにしてください。

内容によって、算定要件を満たしているかを判断します。

様式は事業所任意様式となりますが、以下の点を記載してください。

「**実施時期**」「**参加者**」「**研修等の内容、議事録**」「**その他計画に対応する内容**」

他の事業所と共同で実施した場合は以下を追加してください。

「**主催、共同開催した事業所等**」「**参画した事業所の名称、参加者名**」

## ▶▶ 特定事業所加算に係る研修等のQ&A

Q&Aを一部抜粋していますので、あわせてご留意ください。

### 介護報酬改定に関するQ&A vol.1【平成30年3月23日】

#### 【問137】

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）において新たに要件とされた、他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市長村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。

#### 【答】

- ・ 貴見の通りである。
- ・ ただし、当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会に参画することが必要である。

### 介護報酬改定に関するQ&A vol.1【令和6年3月15日】

#### 【問116】

「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となって実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施」した場合も含まれるか。

#### 【答】

含まれる。